

平成 3 0 年度

9 月定例教育委員会

会 議 録

(公 開)

平成 3 0 年 9 月 2 6 日

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第23号」、「議題第24号」、「議題第25号」については、人事に関するものであること、「議題第26号」については、個人情報が含まれていることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、8月30日の8月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ、出席者全員で異議なく承認した。

3 議題第22号の訂正

文化財課長

前回の議題第22号「県指定文化財の指定について」の訂正についてであります。本件は、前回8月30日の定例教育委員会におきまして、高千穂町の荒立神社及び宮崎県総合博物館所蔵の銅鰐口について、県の指定とその告示案についてお諮りし決定していただいたものであります。その後、告示前に再度、内容を確認しましたところ、荒立神社所蔵の銅鰐口につきまして、所在地としておりました「高千穂町大字三田井464荒立神社」の番地、「464」が誤りであることが分かりました。正しい所在地は、「高千穂町大字三田井667荒立神社」でしたので、住所をそのように訂正しまして、9月10日付け県公報にて宮崎県教育委員会告示第6号として掲載した次第であります。このたびは大変申し訳ありませんでした。今後、提出資料の内容等につきましては、十分に確認を行ってまいりたいと考えております。説明は以上です。

教育長

この件に関しまして、質問や意見等はありませんか。

それでは、この件については、これで終わります。

4 その他

◎ その他① 職員の人事異動について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

松田委員

後任の補充とかそういったものはないのでしょうか。

教育政策課長

突然のことでもありましたので、補充については今回はできなかったところがございます。以上です。

松田委員

3月末日までですね。

教育政策課長

そうですね。

松田委員

はい、分かりました。

◎ その他② 平成30年度全国高等学校総合体育大会・第100回全国高等学校野球選手権大会の結果について

スポーツ振興課課長補佐

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関しまして、質問や意見等はありませんか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他③ 平成30年度全国中学校体育大会の結果について

スポーツ振興課課長補佐

(資料に沿って説明)

今後も本県の競技力向上対策を充実させ、更なる少年競技力向上のために各学校の支援に努めてまいりたいと考えております。以上です。

松山委員

2団体で優勝ということで素晴らしいと思います。質問なんですけれども、久峰中学校のソフトボールなんですけど、テレビ等では軟式野球部の子が、もともと野球で出場していて、その後ソフトボール部を創部というか登録して出場して優勝までいったということで聞いているんですけども、部活動の仕組みとして、残念ながら敗退してしまって、その後、登録ということが可能という仕組みが私は分からなかったの、学校の裁量なのか、そういった制度を教えていただければと思います。

スポーツ振興課課長補佐

今の御指摘については、いろいろなところからの問合せもございました。ルール上は全く問題はございません。これは、県の中学校体育連盟の大会の基準の中に二重登録を認める種目もあるんですけども、それとは別に、学校単位参加になっている種目があります。と申しますのは、競技者人口が少ないものにつきま

しては、男子のソフトボール、ジュニアラグビー、弓道など全部で9種目あるんですけども、そういった競技人口の少ない種目につきましては、地区大会がありませんので、エントリーさえすれば、いきなり県大会に出場することができます。ですから、学校長の判断で、地区大会で負けた時点で次の部を創部して出場するということはルール上問題はありません。過去にも相撲とかラグビーとか、いろいろなところでそういう例もございます。

松山委員

手続的に問題ないということは理解しました。いろんな競技を才能ある子がいろんな機会を得て出場できるというのは良い面もあると思いますので、部活動の負担というところも絡んでくると思うんですけども、先生方がそういった機会をちゃんとお知りになって、いろんな学校にそういった機会が増えると良いなとは思っています。以上です。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、10月16日、火曜日、14時からとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。